○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用)

(平成 年分) **氏 名**

提

出

用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした部分を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。 詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。

なお、平成28年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成29年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成29年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

1 改修工事をした家屋に係る事項	頁			_	(共有者	の氏名)(共有の場合のみ書いてください。)
居住開始年月日①	平月	成 年 月	日			ガナ
71 12 71 71 73 11	' '				氏	名
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。		/			エリ氏	<u>ガナ</u> 名
2 一般断熱改修工事等に係る事	項					
太陽光発電設備設置工事の有無 ※該当する方をOで囲んでください。	3	有 •	無		—	大陽光発電設備設置工事をした場合には、「増 な築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型 式」欄にその型式が証明されています。
一般断熱改修工事等の 標準的な費用の額	4			円	◆ 1	く √ 「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該
交付を受ける補助金等の合計額	5					プロー般断熱改修工事等に係る標準的な費用の 額」欄の金額を転記してください。
(④ - ⑤)※ 50 万円を超える場合に限ります。	6					
⑥ 又は(⑥×②)	7					「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	8				—	150000年 150000年 150000年 150000年 1500000年 1500000000000000000000000000000000000
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	9	/100 III-	上渉へ廻	松川怜~\	•	8の金額が2以上ある場合には、8の金額の3ともます。 1、11 を対象 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1
(9 × 10%)	10	(100円)	木画の端	数切捨て)		】のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度 となります。
3 高齢者等居住改修工事等に係 (あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいす あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬	れかに	該当する場合のみ			字を○で	で囲んでください。
年齢が50歳以上(同居親族の方の場	合は	65 歳以上)	(1)	該当		親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。			12	該当	する 氏名	場合は、その方の氏名等を書きます。
要介護認定又は要支援認定を受けていて、))		13	該当	続柄	()
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	14)			円	◆	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用
交付を受ける補助金等の合計額	15)				◆ ┐	
(4 - 15)※ 50 万円を超える場合に限ります。	16					助金等の合計額を書きます。
⑯ 又は (⑯×2)	17)					「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	18				←	高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限 度額」欄の金額を転記してください。
⑰と⑱のいずれか少ない方の金額	19				◆ _	■の金額が2以上ある場合には、®の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となり
((19) × 10%)	20	(100円)	未満の端	数切捨て)		st.
4 多世帯同居改修工事等に係る	事項					_
多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	21)			円	—	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該 多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用
交付を受ける補助金等の合計額	22				4 7	_の額 」欄の金額を転記してください。 _
(②) — ②) ※50万円を超える場合に限ります。	23				1 L	国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
② 又は (②×2)	24)				<u> </u>	く 「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該 る世帯同居改修工事等に係る改修工事限度
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	25)					額」欄の金額を転記してください。 図の金額が2以上ある場合には、図の金額の
2000いずれか少ない方の金額	26				—	うち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(26 × 10%)	27)	(100円)	未満の端	数切捨て)		申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐
5 住宅特定改修特別税額控除額					-	震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の 文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、
住宅特定改修特別税額控除額	28			円	—	控除額を転記してください。 住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築 等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に

〇この用 紙 は 控 用 です。申告には、必ず

提出用」を使ってください。

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用)

(平成 年分)

極	この明細書に	
ᅚᅩ	日のロナズの	E

用

明細書は、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした部分を平成28年4月1日から平成29年3 月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。 詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。

なお、平成28年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年3月31日以前に居住の用に供した方のため の『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成 29 年 4

1 改修工事をした家屋に係る事:			. 11-61	小正以沙小	等別税額控除額の計算明細書』を使用してください (共有者の氏名)(共有の場合のみ書いてください。)
					フリガナ
居住開始年月日①	平成	年 月	日		氏 名
あなたの共有持分					フリガナ
※共有の場合のみ書いてください。					氏 名
2 一般断熱改修工事等に係る事	項				
太陽光発電設備設置工事の有無 ※該当する方を○で囲んでください。		有	· 無		太陽光発電設備設置工事をした場合には、「: 改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の 式」欄にその型式が証明されています。
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	4			円	□ 【式」欄にその空式が証明されています。 「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当
交付を受ける補助金等の合計額	5				- 最断熱改修工事等に係る標準的な費用 額」欄の金額を転記してください。
(4 - 5)※ 50万円を超える場合に限ります。	6				
® 又は(⑥×②)	7				金等の合計額を書きます。
一般断熱改修工事等 に係る断熱改修工事限度額	8				- 【「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当 該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度 額」欄の金額を転記してください。
⑦と®のいずれか少ない方の金額	9				■ 【観』欄の金額を転記してくたさい。 ■ 【⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額
(9 × 10%)	10	(100 ₽	日未満の端	数切捨て)	のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度 となります。
3 高齢者等居住改修工事等に係	ム虫頂				
(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいる あなた又は同居親族の方について、⑪から⑭	ずれかに該	当する場合のみ			
年齢が50歳以上(同居親族の方の場	合は 65	歳以上)	11)	該当	同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。	,)		12	該当	する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ()
要介護認定又は要支援認定を受けて (⑪又は⑫に該当する方を除きます。	ハる .)		13	該当	続柄())
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	(14)		I.	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当 高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費
交付を受ける補助金等の合計額	15				- の額 」欄の金額を転記してください。
((4) - (15)) ※ 50万円を超える場合に限ります。	16				■ 国又は地方公共団体等から交付を受ける 助金等の合計額を書きます。
⑯ 又は (⑯×②)	17)				
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	18				- 「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当
切と⑱のいずれか少ない方の金額	19				
((19 × 10%)	20	(100 P	日未満の端	数切捨て)	■ うち最も高い改修工事限度額が限度となります。
4 多世帯同居改修工事等に係る	★福				
多世帯同居改修工事等の				円	
標準的な費用の額	21)				●────────────────────────────────────
交付を受ける補助金等の合計額 (20 - 22)	22				国又は地方公共団体等から交付を受ける
※50万円を超える場合に限ります。	23				助金等の合計額を書きます。
③ 又は(③×②) 多世帯同居改修工事等	24				「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当 多世帯同居改修工事等に係る改修工事限 額」欄の金額を転記してください。
に係る改修工事限度額	25				□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
②と窓のいずれか少ない方の金額	26	(100 円	未満の端	数切捨て)	りら取も尚い以修工事限及額が限及となります。
(26 × 10%)	27	(100)		,.,-4H V/	□ 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅 震改修特別控除、住宅特定改修・認定住
5 住宅特定改修特別税額控除額					新築等特別税額控除の「住宅特定改修」 文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き 控除額を転記してください。
住宅特定改修特別税額控除額	28			円	↑ 控除額を転記してください。 住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新 等特別税額控除額がある方は、「 区分 」欄
((10) + (20) + (27))					」 「4」を書き、合計額を書きます。